

平成 27 年 4 月 14 日

国際会計基準審議会 御中

公開草案「IAS 第 7 号の修正案」に対するコメント

1. 当委員会は、国際会計基準審議会（IASB）が「開示に関する取組み」プロジェクトの一環として公表した IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」の修正を提案する公開草案（以下「本 ED」という。）に対してコメントを提供する機会を歓迎する。我々は、IASB の開示に関する取組みは、市場参加者から示されている様々な懸念に対処することに役立つとともに、IFRS に従って作成される財務情報の質を改善することに役立つと考えており、当該取組みを支持している。
2. 本 ED における提案に関して、我々は、企業の流動性を理解するうえで関連性がある可能性がある追加的な情報の提供を企業に要求することを提案している本 ED の第 50A 項に概ね同意している。他方、我々は、キャッシュ・フロー計算書においてキャッシュ・フローが財務活動に分類されたか又は分類されるであろう一定の項目について調整表の提供を企業に要求することを提案している本 ED の第 44A 項について、再審議プロセスにおいて IASB がより慎重な検討を行うことを提案する。
3. 本 ED における個別の質問に対する回答（IFRS タクソノミーに関する質問への回答を除く。）については、本コメントレターの別紙をご参照いただきたい。

我々のコメントが、当プロジェクトにおける IASB の再審議に貢献することを期待する。

企業会計基準委員会 常勤委員

関 口 智 和

本公開草案における個別の質問への回答

質問 1——開示に関する取組みによる修正

この IAS 第 7 号の修正案の公開草案は、開示に関する取組みの一部を構成している。その目的は、次のものを改善することである。

- (a) 企業の財務活動（資本項目を除く）に関して財務諸表利用者に提供される情報
- (b) 財務諸表利用者が企業の流動性を理解するのに役立つ開示

この修正案（第 44A 項及び第 50A 項参照）に同意するか。修正案のいずれかについて懸念又は代替的な提案はあるか。

財務活動に分類される一定の項目について金額の調整表を提供する要求事項案

4. 我々は、キャッシュ・フロー計算書においてキャッシュ・フローが財務活動に分類されたか又は分類されるであろう一定の項目について金額の調整表の提供を企業に要求する提案が、コストと便益の合理的なバランスを維持しつつ、財務諸表利用者のニーズに対処するための適切な解決策となるとは考えていない。
5. 我々が関係者に対してアウトリーチを行った際に、財務諸表利用者は、IASB の提案の全般的な方向性について支持を示していた。利用者は、企業の債務（特に、企業の債務残高の変動やその理由）の開示は、彼らの財務分析にとって極めて重要であり、提案されている開示要求は当該分析に役立つ可能性があるとしていた。但し、利用者の多くは、提案されている開示要求は不十分であり、関連する開示が彼らの情報ニーズをより適切に満たすものとなるよう、追加的な検討が必要であると考えていた。
6. 例えば、一部の利用者は、経営者が内部報告に使用している情報を開示することができるよう、IFRS 第 8 号「事業セグメント」で示されている方法と同様に「マネジメント・アプローチ」を用いて企業が情報を開示することを IASB が要求又は許容することを提案した。当該アプローチは、財務諸表における開示の充実に役立つものとなるであろうと考えられるが、当該アプローチを採用する便益が付随するコスト（異なる企業の財務諸表間の比較可能性が低下することを含む。）を上回ることになるかについて、より広範な検討の一環として検討する必要があると考えられる。
7. さらに、財務諸表作成者は、本修正案が利用者に目的適合的な情報を提供するうえで効果的なものかについて疑問視し、提案を適用するうえで生じるコストが、一部の人が予想しているほどに必ずしも小さなものにならない可能性があるという懸念を示していた。また、彼らは、パッチワーク的な方法で個々に修正することによる累

積的な影響が、全体として最適な開示要求に必ずしもつながらないことを懸念していたほか、本修正案は IASB が「リース」のプロジェクトにおいてリース負債に関する調整表の開示要求を求めないと決定した論拠とすでに不整合を生じさせていることを指摘した。

8. IASB がより広範な文脈において開示要求を検討中であることを考慮すると、我々は、開示要求が断片的となり、最適なバランスを達成することができなくなるといった予期せざる帰結が生じるリスクを回避するため、提案されている要求事項は、全体的なパッケージにおいて検討すべきであると考えている。
9. したがって、我々は、IASB が本公開草案において提案されている要求事項についてより慎重に検討すること（関連する開示要求の全体的な見直しを行うまで当該要求事項案の最終確定を延期するかどうかを含めて）を提案する。

企業の流動性に関する追加的な情報を提供するという要求事項案

10. 我々は、企業の流動性に関する追加的な情報の提供を企業に要求する提案に概ね同意する。
11. 我々が関係者に対してアウトリーチを行った際に、利用者は、この提案に対して支持を示していた。これは、報告企業はグループ内でさまざまな資金管理方針を採用しているほか、制約の影響が重大なものであることがある旨を考慮すると、利用者は、資金の制約の影響は、彼らが企業への将来の正味キャッシュ・インフローを評価するために（特に、企業の流動性の評価にとって）重要であると考えているからである。
12. 一方で、作成者は、資金の制約の影響が常に重大であるとは限らず、利用者が企業の流動性を評価するのに目的適合性がある場合にのみ開示を要求すべきであると強調していた。これを踏まえ、我々は、利用者が企業の流動性を評価するうえで関連性があると考えられる場合を除き追加的な情報の開示は必要でない旨について、結論の根拠において説明することが有用と考えている。また、提案されている要求事項によってどのような種類の開示が意図されているについて作成者が適切に理解できるようにするため、具体例を含めることも有用と考えられる。

質問 2——経過措置
本公開草案に記述している IAS 第 7 号の修正に関する経過措置（第 59 項参照）に同意するか。
同意しない場合、その理由は何か、また、どのような代替案を提案するか。

13. 質問 1 に対する回答で記載した提案及び懸念を除き、我々は、提案されている経過措置について特段のコメントはない。